

## 太宰府市議会災害対策会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太宰府市議会災害対策会議（以下、「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害対策会議の設置)

第2条 議長は、太宰府市災害対策本部（以下、「市対策本部」という。）が設置されたときは、速やかに災害対策会議を設置する。

(所掌事務)

第3条 災害対策会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否及び居場所の確認。
- (2) 議員から提供された地域の情報、避難場所の状況等の災害情報の集約及び共有。
- (3) 市対策本部と連携した災害情報の共有及び提供。
- (4) 応急対策、復旧及び復興についての検討。
- (5) 市長に対する提言及び国、県、関係団体等への要望活動。
- (6) 議会機能の復旧に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項。

(組織)

第4条 災害対策会議は、議員全員をもって組織する。

- (1) 議長は、災害対策会議の事務を総括する。
- (2) 副議長は、議長を補佐し、議長が事故等により不在のときは、その職務を代理する。
- (3) 議長及び副議長に事故等があるときは、次に定める順序により職務を代理する。

第一順位	議会運営委員会 委員長
第二順位	議会運営委員会 副委員長
第三順位	各会議を構成する議員の互選により選出する

- (4) 会派の代表に事故等があるときは、当該会派の議員が職務を代理する。

(運営体制)

第5条 災害対策会議は、状況に応じて一次から三次体制を整備・構築し、明確な基準のもとに組織的に行動するものとする。

- (1) 一次体制（構成：議長、副議長）

市対策本部が設置されたときは、速やかに一次体制（準備協議会）を設置する。

- (2) 二次体制（構成：議長、副議長、各会派代表者）

災害の状況変化や市対策本部の対応状況から、一次体制では対応が困難と判断されるときは、二次体制（運営協議会）とする。

- (3) 三次体制（構成：全議員）

災害の状況変化や市対策本部の対応状況から、全議員による協議が必要であると判断されるときは、三次体制（全体会議）とする。

(参集)

第6条 議員は、災害対策会議の指示があった場合は、速やかに参集するものとする。

ただし、災害の状況、自身の安全の確保、地域及び被災者の支援等により参集することができない場合は、この限りでない。

(議員の役割)

第7条 議員の役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害対策会議が設置されたときは、自らの安否、居場所及び連絡先を、災害対策会議に報告すること。

(2) 必要に応じて、被災地、避難場所等において情報収集を行い、災害対策会議へ報告すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、災害対策会議が必要と認める事項。

(災害対策会議の解散)

第8条 災害発生時の応急対策から復旧、復興体制へ移行し、常任委員会等にその職務を引き継ぐことが適当と認められる場合、災害対策会議に諮り、これを解散する。

(議会事務局の所掌事務)

第9条 災害対策会議に係わる議会事務局の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市対策本部からの災害関連情報を、災害対策会議に提供すること。

(2) 災害対策会議からの地域の災害関連情報を、市対策本部に提供すること。

(3) 災害対策会議の庶務に関すること。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。